

平成 2 3 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年度決算審査（各会計歳入歳出及び公営企業各会計）、平成22年行政監査（債権管理について）、平成22年財政援助団体等監査、平成22年各会計定例監査、平成21年行政監査（都立学校の経営について）、平成21年工事監査、平成21年財政援助団体等監査、平成21年各会計定例監査及び平成16年度決算審査（公営企業各会計）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成23年11月30日

東京都監査委員	石	毛	しげる
同	林	田	武
同	三	栖	賢治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）	2
平成22年度決算審査（公営企業各会計）	3
平成22年行政監査（債権管理について）	4
平成22年財政援助団体等監査	7
平成22年各会計定例監査	12
平成21年行政監査（都立学校の経営について）	18
平成21年工事監査	20
平成21年財政援助団体等監査	21
平成21年各会計定例監査	22
平成16年度決算審査（公営企業各会計）	23

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は50件（指摘：47件、意見・要望：3件）であり、残る73件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表1）講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成22年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成23.7.14 ～平成23.9.5	指 摘	19	—	10	9
		意見・要望	—	—	—	—
		計	19	—	10	9
平成22年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成23.6.1 ～平成23.9.5	指 摘	2	—	2	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	2	—	2	0
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指 摘	22	1	4	17
		意見・要望	2	1	1	0
		計	24	2	5	17
平成22年 財政援助団体等監査	平成22.8.27 ～平成23.1.13	指 摘	35	27	8	0
		意見・要望	1	0	0	1
		計	36	27	8	1
平成22年 各会計定例監査 (平成21年度執行分)	平成22.1.14 ～平成22.9.2	指 摘	74	41	17	16
		意見・要望	4	0	1	3
		計	78	41	18	19
平成21年 行政監査 (都立学校の経営について)	平成21.9.15 ～平成22.2.3	指 摘	65	62	2	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	65	62	2	1
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の 施設の管理運営について)	平成21.9.14 ～平成22.2.3	指 摘	20	19	0	1
		意見・要望	14	13	0	1
		計	34	32	0	2
平成21年 工事監査	平成21.1.19 ～平成22.1.13	指 摘	33	32	1	0
		意見・要望	2	2	—	—
		計	35	34	1	0
平成21年 財政援助団体等監査	平成21.9.4 ～平成22.1.20	指 摘	38	37	1	0
		意見・要望	3	1	0	2
		計	41	38	1	2
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ～平成21.8.28	指 摘	123	110	1	12
		意見・要望	10	5	1	4
		計	133	115	2	16
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ～平成21.8.28	指 摘	15	13	0	2
		意見・要望	1	1	—	—
		計	16	14	0	2
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ～平成21.8.28	指 摘	3	2	0	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	3	2	0	1
平成20年 財政援助団体等監査	平成20.9.17 ～平成21.1.21	指 摘	65	65	—	—
		意見・要望	9	7	0	2
		計	74	72	0	2
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成20.1.17 ～平成20.9.5	指 摘	103	103	—	—
		意見・要望	6	5	0	1
		計	109	108	0	1
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ～平成17.9.7	指 摘	11	10	1	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	10	1	0
合 計	計	指 摘	628	522	47	59
		意見・要望	52	35	3	14
		計	680	557	50	73

（注）件数については、一つの指摘が複数の局（団体）にある場合、局（団体）ごとに件数を数えている。

第2 報告の内容

〔平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
知事本局	物品について	物品12点（映像投影機ほか11点）が過大に登載されている。	物品12点について、平成23年8月2日に物品管理システムから削除した。
主税局	公有財産について ＜建物＞	建物328.00m ² （旧足立自動車税事務所）が過大に登載されている。	平成23年6月10日に財産情報システムにより、当該建物の滅失に伴う公有財産台帳の閉鎖入力を行った。 あわせて、同年5月31日付けで複式仕訳の修正を行った。
生活文化局	物品について	物品2点（走行検査機）が過大に登載されている。	過大に登載された物品2点を削除するよう、平成23年7月28日、物品管理システムに入力した。
環境局	公有財産について ＜土地＞	土地7,390.62m ² （八王子堀之内里山保全用地ほか4件）に登載漏れとなっている。	平成23年6月9日に財産情報システムに入力した。
環境局	公有財産について ＜出資による権利＞	出資による権利295万8,904円（（財）東京都環境整備公社出えん金（太陽エネルギー基金））が過大に登載されている。	平成23年4月27日に財産情報システムに修正入力した。
福祉保健局	公有財産について ＜建物＞	（ア）建物60.52m ² （薬用植物園便所ほか1件）が過大に登載されている。 （イ）建物42.00m ² （薬用植物園便所）に登載漏れとなっている。	建物60.52m ² については、平成23年8月4日に除却処理を行い、建物42.00m ² については、同月8日に財産情報システムに登録を行った。
福祉保健局	物品について	物品5点（業務用洗濯機ほか4点）に登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた物品5点について、平成23年8月5日に物品管理システムへ登録した。
病院経営本部	物品について	物品3点（眼科手術機器セットほか2点）が過大に登載されている。	過大に登載されている物品3点の修正処理を平成23年9月5日に行った。
産業労働局	物品について	物品8点（洗浄機ほか7点）に登載漏れとなっている。	未登録の物品について、現場確認を行い、平成23年9月7日に物品管理システムへの登録を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	公有財産について <土地>	土地393.55m ² （連続立体交差事業予定地（東急目黒線）372.63m ² ほか2件）が過大に登載されている。	3件のうち、2件を平成23年8月10日に、残り1件を平成23年9月8日に、財産情報システムに修正入力した。

〔平成22年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	固定資産、建設改良費（資本的支出）及び経費を適正に計上すべきもの	取得価格10万円以上の備品（耐用年数1年以上）は、東京都病院事業財務規則により、固定資産とすることとされている。 ところで、松沢病院における液晶テレビの購入について、固定資産の取得として、建設改良費から128万7,600円支出していた。 しかしながら、この液晶テレビは取得価格が10万円未満の物品であることから営業費用で支出すべきであり、建設改良費で支出していることは適正でない。	指摘に対する修正処理として、 ① 固定資産を減額（128万7,600円）し、雑支出（過年度損益修正）を計上した。 ② 控除対象外消費税額と減価償却累計額を減額修正した。
病院経営本部	雑支出及び特別損失を適正に計上すべきもの	東京都病院事業財務規則に基づき定められた勘定科目表では、特別損失は、当年度の経常費用から除外すべき損失のうち2,000万円以上のものを計上するとしており、雑支出は、本来、特別損失とすべき費用のうち、1件2,000万円未満のもの及び医業外費用のうち他の科目に属さないものを計上するとしている。 ところで、平成22年度決算において、 ア 小児総合医療センターにおける、固定資産台帳の修正に伴う過年度損益修正損3,157万7,355円 イ 旧府中病院建物の平成22年3月分の減価償却費の修正に伴う過年度損益修正損2,533万2,534円 ウ 平成21年度心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金（国庫負担金）の精算返還金のうち、開設初年度のみに交付される負担金に係る返還金3億1,010万5,914円 について、特別損失に計上せず、経常費用として雑支出に計上しているため、計3億6,701万5,803円が、雑支出で過大に、特別損失で過少に計上されている。	指摘の内容について、計理係内で周知を徹底し、再発の防止を図った。 今後は更に厳密に内容の確認を行うとともに、判断に迷う場合においては、公認会計士に相談するなどの対策を講じ、万全を期す。

〔平成22年行政監査（債権管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	都営住宅使用料の債権管理について実効性のある検査を行うべきもの	<p>局は、都営住宅使用料の収入管理業務及び滞納整理業務の大部分について、東京都住宅供給公社に指定管理業務等として行わせている。このため、都の委託目的に沿って適正かつ効率的に運営されているか、業務仕様書等及び法令等に基づき適正に行われているかなどの検証を行うため、公社に対して「都営住宅等の管理に係る検査」を実施している。検査の実施に当たっては検査マニュアルを作成し、検査項目及び着眼点等を定めている。</p> <p>また、局は、調定や還付等の収入管理業務及び滞納整理業務についても、公社が処理した内容を反映したシステムのデータにより行っており、収入管理業務については、収入の根拠となる事象に対する網羅性などを、滞納整理業務においては、滞納者に対する公平性などを、検査をもって担保しているとしている。</p> <p>しかしながら、検査の実施項目、内容、検査結果の報告内容が十分でないことから、公社が処理した内容を適正であるとの検証が十分なされていると評価できず、収入管理業務の適正性及び滞納整理業務の公平性などが担保されていることを保証できない状況となっている。</p> <p>局は、検査実施方法を見直すとともに、実施体制を強化するなどして、都営住宅使用料の債権管理について実効性のある検査を行われたい。</p>	<p>収入管理業務については、使用料・損害金業務や保証金業務等のチェック体制や還付未済案件の調査についても検査項目に追加するなど、内容の拡充を図った。</p> <p>また、滞納整理業務の検査項目については、「滞納整理の実実施計画」「入居者の納付指導」「退去者滞納」などの仕様書に沿った項目・内容に見直しを行った。</p> <p>検査結果の報告内容については、書類の整合性だけでなく、どのように実務が行われていたのか、事務処理を確認し、それを報告書に記載するよう内容を充実させるなど、収入管理業務及び滞納整理業務の検査の実効性の確保に努めている。結果的に検査時間も増えており、実施体制の強化を図っている。</p>
福祉保健局	<p>返還債務の履行猶予に係る事務を適切に行うべきもの</p> <p>（介護福祉士等修学資金貸与金）</p>	<p>福祉保健局は、東京都介護福祉士等修学資金貸与条例に基づき、介護福祉士又は社会福祉士を養成する施設等の在学学生で、将来、都内の社会福祉施設等で介護業務等に従事しようとする者に対し、修学資金の貸与を行っている。</p> <p>返還債務の履行猶予については、①卒業して1年以内の日から引き続き介護業務等に従事しているとき、②修学資金の貸与を打ち切られた後も引き続き養成施設等に在学しているとき、などの一定の条件のもと、本人が、申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>事務処理要綱によると、これらの手続きを行わない者に対しては、1月以内の手続き期限を定めた通知を3回行った後、最終確認書を送付し、それでも手続きを行わない場合には、返還通知書及び納入通知書を送付しなければならないが、局は、これらの債権管理に必要な事務を行っていない。</p>	<p>所在不明者の確認を行うとともに、返還猶予に係る手続きを行っていない者について催告を行った。その結果、猶予又は返還の手続きを行った。</p> <p>平成23年6月15日付けで3回目の催告を送付した者に対しては、同年10月5日に最終確認書を送付した。今後、返還手続きに入る予定である。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	<p>連帯保証人に対する督促等の必要な措置を行うべきもの (介護福祉士等修学資金貸与金)</p>	<p>局は、介護福祉士等修学資金貸与事業滞納整理マニュアルにおいて、貸与金の返還を行わない者のうち、悪意を持って再三の催告に応じないと推測できるもの、あるいは居住が判明しないものについては、連帯保証人に対して催告を行うこととしている。</p> <p>ところで、滞納整理事務の実施状況について見たところ、局は、納入催告協力依頼書を発行しているものの、連帯保証人に対して、督促、催告等の必要な措置を講じていないことが認められた。</p>	<p>これまでに1度も返還をしないなど悪質な滞納者55名について、平成23年5月18日、平成23年8月31日に連帯保証人に対して督促及び催告を行った。</p> <p>今後も適切に行っていく。</p>
建設局	<p>マニュアル内容の充実について (道路占用料)</p>	<p>各建設事務所における道路占用料の債権管理について見たところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 滞納者が死亡した債権について、相続の確認をしないまま、滞納者の配偶者へ催告を行っていた。</p> <p>(イ) 平成20年度及び平成21年度の道路占用料の滞納者に対して、平成22年度の道路占用料が当初納期限を過ぎても納入されていないにもかかわらず、直ちに督促状を発付していないため、その滞納者に対して全ての債権が強制徴収可能な状態になっていない。</p> <p>(ウ) 電話による連絡がとれない滞納者や、倒産したとの情報を得た滞納者に対して迅速な現地調査を行っていない。</p> <p>(エ) 各所における実質的な債権管理台帳である未納者交渉記録簿において、時効到来期限を誤っているものがある。</p> <p>これらは、マニュアルの記載内容に不備や誤りがあること、または、局の各所への指導が十分でなかったことなどによるものである。</p> <p>局は、各所がより適切な債権管理が行えるよう、マニュアルの内容を随時充実させることが望まれる。</p>	<p>マニュアルについては、強制徴収の試行的取組の検証後に改訂することとしており、現在、検証に向けた作業を行っている。この改訂までの間に、事務処理上注意すべき事項については、マニュアルの補足事項として各建設事務所宛に通知している。</p> <p>(ア)、(ウ)、(エ)の事例については「平成22年11月8日付22建道管監第256号」ほかにて、(イ)の事例については「平成23年9月14日付23建道管監第150号」にて、既に各建設事務所宛に通知している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	滞納整理を適切に行うべきもの (河川敷地占用料)	<p>局は、「河川流水占用料等徴収事務の手引」(平成20年1月)を作成して、各建設事務所の河川流水占用料等に係る債権管理マニュアルとしている。</p> <p>マニュアルでは、滞納整理について、</p> <p>① 督促状の発送前に、納入をお知らせする「河川占用料の納付について」を送付する。</p> <p>② 督促状は、占用料の未納が明らかとなった時点で遅滞なく発行しなければならない。</p> <p>③ 督促状の発送後、指定納期限を過ぎても納入をしない未納者に対して、更に納付を促すために、催告書を送付するなど定めている。</p> <p>ところで、第五建設事務所の河川流水占用料等の滞納整理状況について見たところ、平成19年度以降発生し、監査日(平成22.10.7)現在も滞納となっている11件の占用料について、平成20年7月、平成21年6月及び平成22年8月に、「河川占用料の納付について」を発送しているものの、滞納者へ督促状及び催告書の発付など、滞納整理を行っていないことが認められた。</p> <p>また、局は、各所の収入未済状況を随時確認しているが、滞納整理の進捗状況の把握及びその指導が十分に行われていない。</p>	<p>【所における対応】</p> <p>所は、滞納案件7件(自主的に納入した4件を除く。)のうち、</p> <p>① 1件については、「債務承認及び分納誓約書」を受理した。</p> <p>② 他6件については、平成22年11月30日(4件)及び平成22年12月22日(2件)に督促状を発行した。この結果、2件が納付された。</p> <p>依然滞納となっている4件については、催告書の発行、臨戸や電話による納付指導等の滞納整理を行っている。</p> <p>【局における対応】</p> <p>局は、収入未済のある2事務所に対して、平成22年12月中旬までにヒアリングを実施し、案件ごとにこれまでの進捗状況を確認し、今後の滞納整理の方向性について指導した。また、財産調査等の照会先や様式等を具体的に指導した。その後も随時、督促状の送付状況等、滞納整理の進捗状況の確認を行った。</p> <p>現在、過年度収入未済がある事務所を対象に、適切な債権管理のため、年2回の面談によるヒアリングを定期的に行っている。平成23年度は、第1回を5月、第2回を9月に実施し、滞納者ごとの交渉状況等を聞き取りし、今後行うべき調査や交渉について、調査様式(納税状況照会様式)を含め指導を行った。このほか、事務所とは随時電話等で連絡を取り、必要に応じて指導を行っている。</p>

[平成22年財政援助団体等監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	補助金の返還を求めるべきもの ＜社会福祉法人厚生福祉会ほか3団体の分＞	<p>福祉保健局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）に基づき、保育所の運営等に要する費用の一部を、運営する社会福祉法人に対して補助している。</p> <p>この補助金は、定員等に基づいて算定する基本補助額と、延長保育事業、保育所体験等の施設の努力・実績に応じて算定する努力・実績加算額等との合計額等に基づき、算定されている。</p> <p>ところで、法人が算定を誤ったことから、補助金が過大に交付されている事例が認められた。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>法人に対しては、補助金の返還を求め、過大交付分の補助金を返還させた。</p> <p>各保育所に対しては、平成23年2月4日付22福保子保第2092号「東京都民間社会福祉施設サービス推進費（保育所）の補助基準について」により補助基準の解釈を通知した。</p> <p>また、平成23年1月19日付22福保子保第2098号「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）新規交付施設説明会の開催について」により、平成23年度から新規に交付対象となる施設に対する説明会を実施し、補助金の申請方法、補助基準についての説明を行った。</p> <p>さらに、各保育所に対し、平成23年5月11日付23福保子保第4号「平成23年度民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）取組状況確認調査の実施について」を通知し、無作為抽出した10施設について、現地確認調査（自己検査）を実施した。</p> <p>今後も、毎年度、現地調査（自己検査）を実施していく。</p>
福祉保健局	補助金の返還を求めるべきもの ＜社会福祉法人聖母会ほか1団体の分＞	<p>局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（老人福祉施設）に基づき、養護老人ホーム等の運営等に要する費用の一部を、設置した社会福祉法人に対して補助している。</p> <p>この補助金は、定員等に基づき算定する基本補助額と、施設の努力・実績に応じて算定する努力・実績加算額等との合計額等に基づき、算定されている。</p> <p>ところで、法人が努力・実績加算項目に係る利用人数を誤って算定したことから、補助金が過大に交付されている事例が認められた。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>法人に対しては、補助金の返還を求め、過大交付分の補助金を返還させた。</p> <p>平成22年度実績報告時の審査では、各種加算について疑義が生じた場合は、施設担当に直接確認をとった。また、誤記入箇所については、書類の差替えの際に、再度施設担当と確認をとり、訂正を行った。</p> <p>また、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領（老人福祉施設）」の改正に加え、補助申請手続きの際に、施設へ配布する努力・実績加算チェック表中に、新たに通院同行加算の回数の算定方法について示し、再発防止に努めた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	要綱等の規定を見直すとともに、法人に対する指導を適切に行うべきもの	<p>局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（老人福祉施設）に基づき、養護老人ホームの運営等に要する費用の一部を、設置する社会福祉法人に対して補助している。</p> <p>この補助金のうち、「通院同行加算」とは、医師の診断に基づき医療機関への通院が必要な養護老人ホーム等の入所者のうち、施設長がその通院には付添いが必要と認めた者を対象として、実際に、施設の職員が通院に付添いとして同行したとき、その回数に応じて、努力・実績加算として算定するもの（月2回以下：5,920円、月3回以上：11,840円）である。</p> <p>ところで、「通院同行加算」に係る算定の状況を見たところ、以下の事例が認められた。</p> <p>ア 法人は、①同一医療機関の複数の診療科を受診したとき、②同一医療機関の同一の診療科において、複数の診療行為が時間を置いて行われたとき、のように、一日のうちに複数回、通院同行したときにも、複数回「通院同行」をしたものとして実績報告をしている。</p> <p>イ 法人は、一日のうちに複数回、通院同行したことを証明する書類を作成していない。</p> <p>ところで、局は、通院同行した回数に応じ、補助金の額に差が設けられているにもかかわらず、通院同行をした回数を認定するために必要となる明確な基準を設けておらず、法人からの実績報告の算定が適正か否かの確認ができない状況のもとで、法人からの実績報告のとおりの補助金額を交付している。</p> <p>局は、補助金の交付に当たり、「通院同行加算」に係る実績について、適正に審査するとともに、要綱等の規定を明確にし、法人に対し指導を徹底するなど、適切な措置を講じられたい。</p>	<p>平成22年度実績報告時の審査では、各種加算について疑義が生じた場合は、施設担当に直接確認をとった。また、誤記入箇所については、書類の差替えの際に、再度施設担当と確認をとり、訂正を行った。</p> <p>平成23年3月31日に、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領（老人福祉施設）」の改正を行い、加算認定に係る規定を明確に定めた。また、補助申請手続きの際に、施設へ配布する努力・実績加算チェック表中に、新たに通院同行加算の回数の算定方法について示し、再発防止に努めた。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 (財団法人 東京観光財 団)	補助金を 適切に執行 すべきもの	<p>局は、都内の観光・コンベンション事業の振興に寄与するため、東京都観光・コンベンション振興事業補助金交付要綱に基づき、財団法人東京観光財団に、補助金を交付している。</p> <p>財団では、財団法人東京観光財団地域振興助成事業助成金交付要綱及びコンベンション誘致助成金交付要綱を策定し、都内の地域観光団体等が行う事業に対して助成を行っている。</p> <p>ところで、補助金及び助成金の執行について見たところ、以下のとおり問題点が認められた。</p> <p>① 局は、補助金を上期と下期の年2回に分けて財団へ交付しているが、助成金の執行状況について見たところ、平成20年度、平成21年度の上期の執行はなかった。地域観光団体等への助成金の交付時期はあらかじめ予定できること、また、局は地域観光団体等のニーズを把握して計画性をもって補助金の交付をすべきであることから、都から財団へ補助金を毎年度同額、上期に交付しているのは、適切でない。</p> <p>② 補助金交付要綱では、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、財団は、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>また、補助事業の完了とは、地域観光団体等への助成金の支払いをもって完了するとし、局は、具体的日付を、原則3月31日であるとしている。</p> <p>しかしながら、財団は、地域観光団体への支払いが年度内に完了せず、翌年度の平成21年5月1日に支払った事例について、局への事故報告を行わないまま、年度末の実績報告には、年度内に支払いが完了したように報告しているのは、適正でない。</p> <p>また、局は、年度内に助成団体への支払いが完了していないことを看過し、補助金の精算を行ったのは、適正でない。</p> <p>③ 助成金交付要綱では、助成事業者により助成対象事業完了後に提出された実績報告書等を財団が調査した上で、助成交付決定の内容及び条件に適合していると認めた場合に助成金を交付するものとしている。</p> <p>ところで、助成事業者が支払ったとされる経費について、支払いの根拠となる領収書等の証拠書類を徴しないまま、助成金を支払っていた事例が認められた。財団は、助成金を適切に執行されたい。</p> <p>局は、補助金の交付時期を見直すとともに、助成金の執行について適切に指導されたい。</p>	<p>観光財団は、平成23年度の交付申請において、助成金の申請希望者や交付時期等の情報を地域観光団体や会議主催者に確認したうえで年間の実施計画を作成し、これに基づいて前期の交付申請を行った。</p> <p>また、複数の事業担当者による助成事業管理簿の確認と進行管理を行うこととし、年度内に支払いが完了しない場合は事故報告が必要となること等、事務手続きの適切な処理について、周知徹底した。</p> <p>観光部は、財団から提出された年間事業計画書の内容を精査した上で、計画に基づき適切に交付申請された補助金について交付を実施した。交付時期については、年間のスケジュールをみて、各事業の実施予定時期には数ヶ月の幅がある、また交付事務の効率性を勘案したところ、上期・下期の2回に分けて交付することが適切であると判断した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	補助金の返還を求めるべきもの ＜社会福祉法人東京光の家ほか1団体の分＞	<p>福祉保健局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（給付費施設）に基づき、身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を、運営する社会福祉法人等に対して補助している。</p> <p>この補助金は、現員等に基づいて算定する基本補助と、施設の努力・実績に応じて算定する努力・実績加算額等の合計額に基づき算定されている。</p> <p>ところで、法人が障害程度区分Aに係る対象者数の算定などを誤ったことから、補助金が過大に交付されている事例が認められた。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>法人に対しては、補助金の返還を求め、過大交付分の補助金を返還させた。</p> <p>また、平成22年度の申請法人に対し、平成23年4月21日付けで送付した実績報告依頼にて、数値を精査した上で実績報告書を提出するよう改めて周知徹底し、審査の適正化を図った。</p>
福祉保健局	補助金の返還を求めるべきもの ＜社会福祉法人愛隣会ほか1団体分＞	<p>局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）に基づき、保育所の運営等に要する費用の一部を、運営する社会福祉法人に対して補助している。</p> <p>この補助金は、定員等に基づいて算定する基本補助額と、延長保育事業、保育所体験等の施設の努力・実績に応じて算定する努力・実績加算額等との合計額等に基づき算定されている。</p> <p>ところで、法人が努力・実績加算項目に係る加算対象者数を誤って算定したことから、補助金が過大に交付されている事例が認められた。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>法人に対しては、補助金の返還を求め、過大交付分の補助金を返還させた。</p> <p>各保育所に対しては、平成23年2月4日付22福保子保第2092号「東京都民間社会福祉施設サービス推進費（保育所）の補助基準について」により補助基準の解釈を通知した。</p> <p>また、平成23年1月19日付22福保子保第2098号「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）新規交付施設説明会の開催について」により、平成23年度から新規に交付対象となる施設に対する説明会を実施し、補助金の申請方法、補助基準についての説明を行った。</p> <p>さらに、各保育所に対し、平成23年5月11日付23福保子保第4号「平成23年度民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）取組状況確認調査の実施について」を通知し、無作為抽出した10施設について、現地確認調査（自己検査）を実施した。</p> <p>今後も、毎年度、現地調査（自己検査）を実施していく。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	補助金の返還を求めべきもの <社会福祉法人あいのわ福祉会ほか1団体分>	<p>局は、東京都地域の拠点機能支援事業補助金交付要綱に基づき、障害者自立支援法に規定する施設に対して事業費の一部を補助している。</p> <p>この補助金は、対象となる事業に要する経費のうち、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を差し引いた額と、都補助基準額（150万円上限）とを比較して、少ない方の金額の千円未満の額を切り捨てた額を交付することとしている。</p> <p>ところで、法人が、その他の収入として計上すべき模擬店の売上額等を誤って算定したことから、補助金が過大に交付されている事例が認められた。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>法人に対しては、補助金の返還を求め、過大交付分の補助金を返還させた。</p> <p>また、交付申請の段階で、申請法人から事前にファックスを受領し、部内関係部署の担当者複数名で事業内容等を吟味することで、補助対象事業以外の事業に対して交付決定をしないよう審査を徹底することで適正化を図る。</p>
産業労働局 (財団法人 東京都中小 企業振興公 社)	退職給与積立金額を適正に算出し、補助金の交付及び確認を適正に行うべきもの	<p>財団法人東京都中小企業振興公社においては、公社から支払われる退職手当のみを受け取る職員と、公社からの退職手当及び中小企業退職金共済制度に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職者本人に支払われる退職金（以下、「中退共退職金」という。）の両方を受け取る職員がいる。</p> <p>局は、公社に対して、東京都中小企業振興公社管理運営費補助金交付要綱に基づき、管理運営補助金を交付しており、この補助金の中で、公社の自主事業以外の業務に携わる職員分の退職給与積立金を負担している。</p> <p>この退職手当積立金について見たところ、局は、当期に公社の退職手当積立金の対象となる職員63名分に係る退職給与積立額の合計額を基に人数按分を行い、都が負担すべき対象職員（公社の自主事業以外に携わる職員）54名分を概算払いで支出し、同額で精算していることが認められた。</p> <p>しかしながら、局が負担すべき退職給与積立額は、職員退職手当支給規程の別表に基づき、対象職員に係る個々の積立額の合計額であり、上記の金額を人数按分で算出していることは適正でない。</p>	<p>公社は、平成22年度の補助金算出に当たり、平成23年3月31日の現員により、対象職員について個人ごとに退職給与積立額を算出した。算出の際は、当該年度の所属に応じて各財源の負担額を決定するとともに、公社が支給する退職金額のみを積立対象とし、中退共退職金支給分については算出の対象外とした。年度途中の人事異動が発生した場合の負担方法は、退職給付引当資産の積立マニュアルに策定した。</p> <p>また、公社において積立額算出の過程を記した資料を作成し、局は確定検査において当該資料を確認した。</p>

[平成22年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	<p>広報紙の配布方法について、より経済的な方法で行うべきもの</p>	<p>再開発事務所は、再開発事業を円滑に進めるために、区域内及び周辺の住民・権利者等に対し、年に数回、事業の進捗状況等の情報を提供する広報紙を作成し、郵送で配布している。</p> <p>しかしながら、広報紙は、郵便法上の信書ではなく、郵送による必要はないことから、特に配布先が事業区域周辺に限定されるものはその特性を活かした投函配布（ポスティング）委託など、より経済的な配布方法を選択することにより、大幅な経費削減が見込まれる。</p> <p>所は、再開発事業地区の広報紙の配布方法について、数量、規模や区域等の条件を勘案しつつ、ポスティング委託を検討するなど、より経済的な方法で行われたい。</p>	<p>環二地区事務所の移転を知らせる「まちづくりだより」について、事業区域周辺を対象に、約2,500部をポスティングにより配布した。</p> <p>今後も、権利関係に影響のあるものについてはこれまでどおり郵送とし、権利関係に影響のないものについてはポスティング等を採用していく。</p>
環境局 <環境政策部>	<p>概算払を適正に行うべきもの</p>	<p>概算払は、債務額が確定する前に概算額をもって前払いをするものであり、支出の特例である。そのため、概算払によらなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であること等、複数条件の全てを満たしたうえで、局長等が概算払の必要性を認めることが必要である。</p> <p>ところで、環境政策部において、東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託契約を見たところ、次のような問題が認められた。</p> <p>ア 繰越金の保管について</p> <p>部は、交付資金の額を必要最小限とするように十分な調整をすることなく、当初の事業計画書の金額のとおり支出している。このため結果として、執行実績との間で、かい離が生じ、多額の繰越金が、戻入までの間、委託先が管理する無利息の決済用預金口座に滞留している。</p> <p>イ 予算執行状況の確認について</p> <p>部は、第2四半期（7～9月期）及び第3四半期（10～12月期）の終了後に行うべき予算執行状況の確認を、執行額が確定していない期中に行っている。</p> <p>部は、上記のとおり、本件委託契約において、概算払の必要性や交付資金の額が必要最小限であることなどを明確に確認しておらず、東京都会計事務規則等が求める必要な事務手続きを十分に行っていないのにもかかわらず、分割支出による概算払としたうえで、その分割ごとの精算についても省略していることは、適正でない。</p> <p>部は、概算払で行う必要性について確認のうえ、概算払の支出に係る事務手続きを適正に行われたい。</p>	<p>平成22年度の概算払の事務手続きについては、会計事務規則に定める要件の検証及び確認を、平成22年6月30日付けで局長決定し、8月24日に第1四半期の実施状況及び執行状況の確認を行った。</p> <p>第2四半期以降の支出については、8月30日付けで概算払の支出方法変更を財団法人東京都環境整備公社に協議し、9月8日付けで承諾された。</p> <p>上記の協議内容により、第2四半期以降の支出については、執行状況を精査し、各四半期の必要最小限の支出額を、それぞれ決定し、支出した（第2及び第3四半期の支出額は0円）。</p> <p>平成23年度の概算払の事務手続きについては、準備契約の起工時に、会計事務規則に規定する概算払の要件を検証及び確認するとともに、財団法人東京都環境整備公社の平成21年度収支計算書及び平成22年度収支予測を確認・ヒアリングしたうえで、平成23年3月25日付けで局長決定した。</p> <p>第2四半期の支出については、執行状況を精査し、第2四半期の必要最小限の支出額を8月2日付けで決定し、支出した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局 ＜廃棄物対策部＞	概算払を適正に行うべきもの	<p>概算払は、債務額が確定する前に概算額をもって前払いをするものであり、支出の特例である。そのため、概算払によらなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であること等、複数条件の全てを満たしたうえで、局長等が概算払の必要性を認めることが必要である。</p> <p>ところで、廃棄物対策部において、東京都廃棄物埋立管理事務所埋立作業等及び管理運営業務委託契約について見たところ、次のような問題が認められた。</p> <p>ア 繰越金の保管について</p> <p>部は、交付資金の額を必要最小限とするように十分な調整をすることなく、当初の事業計画書の金額のとおり支出している。このため結果として、執行実績との間で、かい離が生じ、多額の繰越金が、戻入までの間、委託先が管理する無利息の決済用預金口座に滞留している。</p> <p>イ 予算執行状況の確認について</p> <p>部は、第3四半期（10～12月期）に係る予算執行状況の確認を行う前に、第4四半期（1～3月期）分を支払っている。</p> <p>部は、上記のとおり、本件委託契約において、概算払の必要性や交付資金の額が必要最小限であることなどを明確に確認しておらず、東京都会計事務規則等が求める必要な事務手続きを十分に行っていないにもかかわらず、分割支出による概算払としたうえで、その分割ごとの精算についても省略していることは、適正でない。</p> <p>部は、概算払で行う必要性について確認のうえ、概算払の支出に係る事務手続きを適正に行われたい。</p>	<p>平成22年度の概算払の事務手続きについては、会計事務規則に定める要件の検証及び確認を、平成22年6月30日付けで局長決定し、7月23日に第1四半期の実施状況及び執行状況の確認を行った。</p> <p>第2四半期以降の支出については、7月26日付けで概算払の支出方法変更を財団法人東京都環境整備公社に協議し、8月2日付けで承諾された。</p> <p>上記の協議内容により、第2四半期以降の支出については、執行状況を精査し、各四半期の必要最小限の支出額を、それぞれ決定し、支出した。</p> <p>平成23年度の概算払の事務手続きについては、準備契約の起工時に、会計事務規則に規定する概算払の要件を検証及び確認するとともに、財団法人東京都環境整備公社の平成21年度収支計算書及び平成22年度収支予測を確認・ヒアリングしたうえで、平成23年2月9日付けで局長決定した。</p> <p>第2四半期の支出については、執行状況を精査し、第2四半期の必要最小限の支出額を7月28日付けで決定し、支出した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	森林保全ボランティア育成事業の修了者について	<p>自然環境部は、東京の森林が、十分な手入れが行われず、荒廃が懸念されている状況にあることを受け、森林保全を担う人材育成のための事業を実施している。</p> <p>奥多摩都民の森では、指定管理者(奥多摩町)が、「環境教育活動業務」として、森林ボランティアの入門コース・実践コース、山しごと実習の講座を開設している。また、部と協力関係の協定を締結した特定非営利活動法人に委託し、「多摩の森・大自然塾」として、森林ボランティアの初心者講座・経験者講座を開設している。</p> <p>他方、部は、都民が主体となって緑づくりに参加することで、自然の保護と回復に関する活動が促進されることを目標として、ボランティア活動希望者及び当該希望者の受入れが可能な団体の双方を登録し、ホームページなどを通じてその情報を提供する「緑のボランティア登録事業」を実施しており、対象となる活動分野は、雑木林等での草刈り、里山での田おこし、植物・生物観察の指導等である。</p> <p>森林保全の人材育成事業における講座の内容を見ると、緑のボランティア登録における活動分野と重複する部分が多く、講座修了者は、緑のボランティアとして活動するために必要な内容について受講しているものと認められる。</p> <p>ところで、これらの事業の現況について見たところ、監査日現在、部は、受講者に緑のボランティアへの登録を促すよう、配布した資料に記載しておらず、登録は奥多摩都民の森は0人であり、多摩の森・大自然塾は5人にとどまっていた。</p> <p>部には、森林保全の人材育成事業の受講者に対して、緑のボランティアとしての登録を促すよう、指定管理者等に働きかけるなど、森林保全の人材育成事業と緑のボランティア事業間の連携を強化することにより、事業の有効性を一層高めることが望まれる。</p>	<p>森林保全の人材育成事業と緑のボランティア事業間の連携を強化するため、奥多摩都民の森の指定管理者である奥多摩町が平成22年9月4日、5日に実施した森林ボランティア実践コースにおいて、緑のボランティア登録を促す資料を配布し、受講案内にも登録案内を明記した。</p> <p>また、平成23年1月10日に実施した「多摩の森・大自然塾」森林ボランティア経験者講座の参加者18名に対し、緑のボランティアへの登録を促すパンフレットを配布し、2名が登録を行った。</p> <p>さらに、平成23年9月19日に実施した「多摩の森・大自然塾」森林ボランティア初心者講座の参加者15名に対し、緑のボランティアへの登録を促すパンフレットを配布し、8名が登録を行った。</p> <p>今後も、奥多摩都民の森の森林ボランティア入門コース、実践コース、山しごと実習の講座、「多摩の森・大自然塾」の森林ボランティアの初心者講座、経験者講座において、引き続き登録を促すパンフレットを配布するとともに、登録を促していく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部 ＜多摩総合医療センター＞	未収金の減少に向け、実効性のある対策を講じるべきもの	<p>本部は、病院における診療報酬収入について、診療未収金管理要領を定め、この中で、個人未収金の管理、納入催告、督促状発行、出張整理などの手続等を定めている。サービス推進部は、未収金対策を強化するため、各病院の困難案件のうち、部が定める基準を満たすものを引き受け、一元的に管理・回収を進めているとしている。</p> <p>個人未収金を管理する未収金管理システムは、全ての病院に導入されており、未収金整理簿及び債権管理票を作成する機能、未収一覧表などの未収債権をチェックする機能、督促状の発送状況を確認する機能などを備えている。</p> <p>ところで、各病院の個人未収金の管理状況等について見たところ、多摩総合医療センターにおいて、催告経過等をシステムに入力せず、依然として債権管理票等（紙）で管理しているものが認められた。</p>	<p>平成21年4月以降の債権発生分については、全てシステム入力を行っている。</p> <p>また、紙管理されていた未収案件の催告経過等についても、催告書発送日等の重要事項は既にシステム入力を完了させた。</p>
水道局 ＜杉並営業所＞	公衆用栓に係る料金減額を適正に行うべきもの	<p>局は、街頭又は公園等に設置され公衆の用に供されている街頭便所、公衆水飲み栓及び噴水泉池に係る水栓について、当該設備の管理者からの減額申請に基づき、公衆用栓として、料金の減額を行っている。</p> <p>ところで、杉並及び新宿営業所において、料金の減額を行っている公衆用栓について見たところ、料金の減額対象の施設と対象外の施設とが同一メータを使用しているため、対象外の施設の水道使用分まで料金の減額を行っている事例が認められた。（3施設における不適正な減額の合計金額：88万876円）</p> <p>これらの施設のある公園は、区などのホームページに水遊びができる施設のある公園として掲示されている。減額対象外施設の設置状況は、こうした親水用施設情報を活用することにより効率的に調査することが可能であり、状況確認を行う必要がある。</p>	<p>指摘案件について、平成22年2月4日付けで減額適用の解除を行った。</p> <p>また、監査内容を所内の職員に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成22年度に、サービス推進部と連携して、営業所所管区域における指摘となった施設以外の料金減額適用施設全件について減額適用基準を充足しているかどうかの調査を行い、適用対象外と確認した施設について適用解除を行った。</p>
水道局 ＜新宿営業所＞		<p>また、公衆用栓に係る料金減額については、平成18年、平成21年定例監査において適正な適用を行うよう指摘されており、営業所を指導するサービス推進部は、使用実態調査を行うなど指導を徹底する必要がある。</p> <p>各営業所は、公衆用栓に係る料金減額を適正に行われたい。</p> <p>部は、適切な調査を行うよう営業所を指導されたい。</p>	<p>指摘案件について、平成22年2月10日付けで減額適用の解除を行った。</p> <p>また、監査内容を所内の職員に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成22年度に、サービス推進部と連携して、営業所所管区域における指摘となった施設以外の料金減額適用施設全件について減額適用基準を充足しているかどうかの調査を行い、適用対象外と確認した施設について適用解除を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局 ＜墨田営業所＞	社会福祉施設に係る料金減額を適正に行うべきもの	<p>局は、社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業のうち同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設に係る水栓について、水道使用者等からの減額申請に基づき、福祉保健局の確認を経て、料金の減額を行っている。</p> <p>ところで、墨田、杉並、新宿及び品川営業所において、料金の減額を行っている社会福祉施設について見たところ、減額が適正でない事例が認められた。（4施設における不適正な減額の合計金額：71万4,773円）</p> <p>（ア）料金の減額対象の施設と対象外の施設とが同一メータを使用しているため、減額の対象外の施設の水道使用分まで料金の減額を行っている。</p> <p>（イ）国又は地方公共団体が経営するもの（国又は地方公共団体が設置し、社会福祉法人等に経営を委託している場合を含む。）については、減額の適用を除外するとしているにもかかわらず、区が設置している施設においても料金の減額を行っている。</p>	<p>指摘案件について、平成22年3月2日付けで減額適用の解除を行った。</p> <p>また、監査内容を所内の職員に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成22年度に、サービス推進部と連携して、営業所所管区域における指摘となった施設以外の料金減額適用施設全件について減額適用基準を充足しているかどうかの調査を行い、管内に適用対象外施設がないことを確認した。</p>
水道局 ＜杉並営業所＞		<p>（イ）国又は地方公共団体が設置し、社会福祉法人等に経営を委託している場合を含む。）については、減額の適用を除外するとしているにもかかわらず、区が設置している施設においても料金の減額を行っている。</p> <p>これは、これまで申請時に現地調査を必須としていなかったこと、さらに（イ）については、福祉保健局への確認依頼に「国若しくは地方公共団体が経営するもの」とのみ記載されており、指定管理者制度の適用などで経営を委託されている場合も含まれることについての説明がないことなどから誤適用となっていたと認められる。</p> <p>サービス推進部では、営業所に対し、新規申請における現地調査の実施を新たに課しているものの、既に適用を受けている施設については、施設設置状況調査の指示を行っていない。住宅地図やインターネットなどによる施設情報を利用することにより、効率的な調査は可能であり、状況確認を行う必要がある。</p> <p>各営業所は、社会福祉施設に係る料金減額を適正に行われたい。</p> <p>部は、福祉保健局への確認依頼を明瞭にするとともに、営業所に対して、現在減額適用を受けている施設の適用確認調査を行うよう指導されたい。</p>	<p>指摘案件について、平成22年2月9日付けで減額適用の解除を行った。</p> <p>また、監査内容を所内の職員に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成22年度に、サービス推進部と連携して、営業所所管区域における指摘となった施設以外の料金減額適用施設全件について減額適用基準を充足しているかどうかの調査を行い、適用対象外と確認した施設について適用解除を行った。</p>
水道局 ＜新宿営業所＞		<p>これは、これまで申請時に現地調査を必須としていなかったこと、さらに（イ）については、福祉保健局への確認依頼に「国若しくは地方公共団体が経営するもの」とのみ記載されており、指定管理者制度の適用などで経営を委託されている場合も含まれることについての説明がないことなどから誤適用となっていたと認められる。</p> <p>サービス推進部では、営業所に対し、新規申請における現地調査の実施を新たに課しているものの、既に適用を受けている施設については、施設設置状況調査の指示を行っていない。住宅地図やインターネットなどによる施設情報を利用することにより、効率的な調査は可能であり、状況確認を行う必要がある。</p> <p>各営業所は、社会福祉施設に係る料金減額を適正に行われたい。</p> <p>部は、福祉保健局への確認依頼を明瞭にするとともに、営業所に対して、現在減額適用を受けている施設の適用確認調査を行うよう指導されたい。</p>	<p>指摘案件について、平成22年2月9日付けで減額適用の解除を行った。</p> <p>また、監査内容を所内の職員に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成22年度に、サービス推進部と連携して、営業所所管区域における指摘となった施設以外の料金減額適用施設全件について減額適用基準を充足しているかどうかの調査を行い、適用対象外と確認した施設について適用解除を行った。</p>
水道局 ＜品川営業所＞		<p>これは、これまで申請時に現地調査を必須としていなかったこと、さらに（イ）については、福祉保健局への確認依頼に「国若しくは地方公共団体が経営するもの」とのみ記載されており、指定管理者制度の適用などで経営を委託されている場合も含まれることについての説明がないことなどから誤適用となっていたと認められる。</p> <p>サービス推進部では、営業所に対し、新規申請における現地調査の実施を新たに課しているものの、既に適用を受けている施設については、施設設置状況調査の指示を行っていない。住宅地図やインターネットなどによる施設情報を利用することにより、効率的な調査は可能であり、状況確認を行う必要がある。</p> <p>各営業所は、社会福祉施設に係る料金減額を適正に行われたい。</p> <p>部は、福祉保健局への確認依頼を明瞭にするとともに、営業所に対して、現在減額適用を受けている施設の適用確認調査を行うよう指導されたい。</p>	<p>指摘案件について、平成22年2月16日付けで減額適用の解除を行った。</p> <p>また、監査内容を所内の職員に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成22年度に、サービス推進部と連携して、営業所所管区域における指摘となった施設以外の料金減額適用施設全件について減額適用基準を充足しているかどうかの調査を行い、適用対象外と確認した施設について適用解除を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	総計扱いの料金算定を適正に行うべきもの	<p>同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合には、公平を期するため、各メータの口径の大きさに応じた基本料金と、各メータで計量した使用水量を合算した従量料金を合計する「総計扱い」によることとしている。</p> <p>水道料金とあわせて請求している下水道料金についても、同一の利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して下水道料金を算定することとしている。</p> <p>ところで、新宿営業所において、利用者が複数のメータを設置しており、総計扱いにすべきところ、これを行っていないために、平成21年度水道料金等が35万7,613円の算定不足となっている。</p>	<p>指摘案件については平成22年3月19日付けで総計扱いを適用した。</p> <p>また、監査内容を所内に周知するなど、適正な事務処理について指導を行った。</p>
水道局 <葛飾営業所> <杉並営業所> <大田営業所> <品川営業所> <渋谷営業所> <練馬営業所>	総括差水量調査に係る事務処理を適切に行うべきもの	<p>局は、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差水量（注）が総括（親）メータの計量水量の±15%を超えたときに、「総括差水量チェックリスト」を料金徴収システムから出力している。営業事務取扱手続等では、このチェックリストが出力された場合、机上調査、メータ異状や漏水がないかなどの現場調査等を行うこととしている。</p> <p>ところで、葛飾、杉並、大田、品川、渋谷、練馬及び板橋営業所において、チェックリストから調査状況を見たところ、机上調査の着手状況が不明なもの、現場調査等の結果が不明なもの、多量の差水量が生じていながら調査に進展の認められないものが認められた。</p> <p>また、サービス推進部は、平成13年に総括差水量調査に係る通知を行っているが、各営業所で調査における優先性等の考え方に統一性が見られないため、調査方法に差異が発生している状況も認められた。</p> <p>差水量が大きく、総括（親）メータと子メータとの間で漏水が起きている場合には、貴重な水道水が流失していることや、水道料金が適正に請求されていない可能性があることから、早急に原因を調査することなどが求められる。</p> <p>各営業所は、総括差水量調査に係る事務処理を適切に行われたい。</p> <p>部は、各営業所の調査状況を確認のうえ、指導を徹底されたい。</p> <p>（注）差水量 総括メータ方式の給水装置において、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差の水量のこと。この差が大きい場合には、総括（親）メータと子メータとの間で漏水が起きている可能性があるため、調査が必要である。</p>	<p>各営業所は、指摘案件について、適切に調査を行うことなどにより、多量の差水量が生じている状況を解消した。</p> <p>また、会議、訪問指導などを通じて所内職員に、事務処理の適正化を指導した。</p>

[平成21年行政監査 (都立学校の経営について)]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	教育相談体制を構築すべきもの	<p>橋高等学校は、年間で51人の転・退学者が発生する状態であり、教育相談体制を機能させる必要がある。</p> <p>しかしながら、</p> <p>① 学校は、教育相談にかかる委員会、分掌を置いていない。</p> <p>② 教育相談体制の中核となるべきスクールカウンセラーについては、生徒理解の目的で、養護教諭を橋渡しとして、スクールカウンセラーを活用するように教職員に対して指導しているほかは、組織的な取組の実施は記載されていない。</p> <p>③ 平成20年度の転・退学者51人のうち、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けている者は2人とどまっている。</p> <p>④ スクールカウンセラーのカウンセリング実績は、生徒46回、保護者6回、教員22回（打合せの135回を除く）の計74回であり1日（8時間）あたり2件強にとどまっている。</p> <p>⑤ カウンセリングに視聴覚準備室を用いており、カウンセリング中に第三者が入室するなど環境整備が適切でない。</p> <p>⑥ スクールカウンセラーから学校への報告書では、カウンセリングを受けた生徒の所属クラスと印象の記載にとどまっており、具体的な問題点と指導に当たった留意点が明確でない。</p> <p>⑦ 学校経営計画及び経営報告を見ると、記載事項が産業科としてのカリキュラムの確立、生徒への生活指導の推進、キャリア教育の実施などに限定されており、多数の中途退学・転学者の発生を課題と考えていないことが認められる。</p> <p>学校は、教育相談体制の確立に向けて、適切な方策を講じられたい。</p>	<p>橋高等学校は、教育相談委員会を独立した分掌組織の委員会に位置付けるとともに、教育相談委員会とスクールカウンセラーの連携による生徒・保護者への支援体制を学校経営計画に規定し、教育相談体制を構築した。</p> <p>また、平成23年9月に、教育相談委員会とスクールカウンセラーとが連携し、学校経営計画に基づく生徒理解とカウンセリングマインド育成を目的とした研修会を、全教職員を対象に実施した。</p> <p>平成22年度のスクールカウンセラー相談件数は254件、平成23年度は平成23年9月16日時点で186件となっており、相談実績は上がっている。</p> <p>また、相談者のプライバシーを確保するためカウンセリング室を独立させ、教育相談環境の整備を図った。</p> <p>なお、転・退学者数については、平成22年度は11名となり、減少した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	経営計画を見直すべきものの	<p>橘高等学校は、学校経営計画において、「ものづくりやビジネスの学習に加え、生産、流通、消費の関連性を学び、経営の分かる技術者、技術力と経営感覚を備えた人材育成を目指す」とし、「将来の産業人として、「使える英語力とIT力」を身につけること」が重要であるとしている。</p> <p>学校では、使える英語力を身につけるため、始業前の10分間に英語のリスニングの時間を設け、また、平成19年度生及び平成20年度生の修学旅行先にオーストラリアを選定しており、平成21年度生については台湾としているが、</p> <p>① 平成19年度の開校以来、監査日（平成21.11.8）まで、TOEICの受験など、生徒の英語力について効果測定を行っていない</p> <p>② スピーキングにかかる訓練などを特設していない</p> <p>など、オーストラリアへの修学旅行の効果を最大限発揮できるものとなっていない。</p> <p>一方、海外への修学旅行のための積立金（徴収金額最大で月1万8,000円）を徴収しているが、授業料・学校徴収金とも当初未納が多い状態であり、保護者の負担感が大きいと認められる。</p> <p>学校は、これまでの教育効果を測定し、経営計画の具体的方策を見直すとともに、学校徴収金の徴収額と修学旅行の効果を考慮して、学校徴収金徴収計画を検討されたい。</p>	<p>橘高等学校において、これまでに「使える英語力」の育成を目指して取り組んできた事業（ALT（外国人指導助手）を活用した授業、レシテーションコンテスト（英語暗唱大会）、オーストラリア・台湾への海外修学旅行など）の成果としては、着実に上位級の英語資格試験の受験者数が増加してきたことが認められる。</p> <p>しかしながら、学校徴収金にかかる保護者の負担感について、平成22年度生の入学時点で保護者から回収したアンケートの結果を見ると、指摘のとおり、保護者の負担感が重いことも事実であるので、学校徴収金の徴収計画の再検討を行い、平成22年度生の修学旅行については、国内において英語研修や産業見学などを含む形で実施することとした。</p> <p>今後とも、平成23年度学校経営計画に基づき、「使える英語力」を育成していくため、新たに海外からの修学旅行生などを校内で受け入れることによる国際交流を行うとともに、ALTを活用した授業の充実やレシテーションコンテストの実施などの従前の施策についても、着実に実施していく。</p>

[平成21年工事監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	二次覆工エアミルク充てんのための仮締切工の積算を適正に行うべきもの	<p>八王子市丹木町一丁目地先から同市中野上町五丁目地先間送水管(1500mm)用トンネル内配管及び立坑撤去工事は、シールド工法により施工したトンネル内に送水管を配管し、空げき部に二次覆工としてエアミルクを充てんの上、築造するものであり、あわせて、これらの作業のために設けた立坑を撤去するものである。</p> <p>このうち、二次覆工エアミルク充てんのための仮締切工設置数量について見ると、局積算基準では数量の計上方法がないことから、エアミルク充てんの日当たり施工量を基に80箇所を計上している。</p> <p>しかしながら、施工においては、契約図書等に仮締切工設置数量が定められていないため、施工条件等を勘案して27箇所施工している。</p> <p>このため、積算額約385万円が過大なものとなっている。</p>	<p>指摘の趣旨について、平成21年7月6日に開催した多摩水道改革推進本部施設部連絡会において周知を行った。</p> <p>また、平成21年度において、当局工事の過去の実態調査及び他都市の歩掛調査を行った。</p> <p>調査結果を検証した結果、エアミルク充てん量などの数値に、積算基準と現場実態とで、かい離が見られたことから、現場実態に合わせて積算基準を見直し、平成23年10月から適用させた。</p>

[平成21年財政援助団体等監査]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	診療報酬 請求事務を 適切に行う べきもの	<p>千葉福祉園に併設する診療所に係る診療費、診断書交付料等の使用料及び手数料の徴収事務（以下「診療報酬請求事務」という。）について見たところ、園は、</p> <p>① 診療行為等に基づく本人負担金、保険請求額等について、医療事務の受託業者から提出される「日報」には個人別、診療行為別等の明細が添付されていないため、その正確性が検証できない。また、請求金額が手書き修正された個人別の納入通知書を、修正理由が不明のまま了承している</p> <p>② 受託者が毎月作成する診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の請求件数と、行為別、患者別月報等との突合による未請求レセプト数の把握を受託者任せにしており、園では把握していない。また、当該レセプトの請求経過も把握していない</p> <p>③ 社会保険診療報酬支払基金等からの査定減に対して、明確な理由の記載もなく、ほとんど再審査請求を行っていない</p> <p>④ 受託者に対して、保険種別の相違等のために基金等から返戻されたレセプトについての記録管理を指導していないため、処理経過が確認できないことが認められた。</p> <p>これは、園が具体的な処理手順を定めた「診療報酬請求事務処理手順」では、請求金額等の確認方法に対する規程が十分でないこと、事務処理手順が医療事務委託仕様書に反映されていないため、規程内容に則した請求事務が行われていないこと、等に起因して生じたものである。</p> <p>また、局が定めた「徴収事務等取扱要領」に具体的かつ詳細な規定がないことから、園はレセプトに係る債権額を毎月末に確定し、基金等に対して請求した時点で事前調定をせず、入金時に特例（事後）調定を行っており、請求レセプトに係る債権管理が行われていないことが認められた。</p> <p>診療に要する検査料や診療材料費等の経費は、都から指定管理料として事業団に支出されているものであり、適切な事務処理によって収入を確保することが求められる。</p> <p>事業団は、統一した事務処理手順を定めて受託者の業務を適切に管理するなど、診療報酬請求事務を適切に行われたい。</p> <p>局は、事業団に対し、診療報酬請求事務を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>改正後の「徴収事務取扱要領」第6の規定に基づき、各施設から診療報酬請求時の調定金額及び診療報酬確定時の調定更正額の報告を受け、それを受けて局において、診療報酬の調定及び当該調定の更正を行うよう、事務処理手順を是正した。</p>

[平成21年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	マンション耐震化の推進に努めるべきもの	<p>住宅政策推進部は、昭和56年以前の旧耐震基準で建設されたマンションの耐震化を促進し、災害に強い都市づくりを進めることを目的として、区市町村が実施する耐震診断助成事業へ補助する事業を実施している。</p> <p>また、部は、マンション区分所有者の耐震化に係る合意形成等を促進させるために、区市への働きかけや、都民への普及啓発を行うとともに、相談窓口の開設などのマンション管理組合等に対する支援策を実施して事業の推進を図っている。</p> <p>しかしながら、マンション管理組合が耐震診断を実施する場合、総会における議決が必要であり、区分所有者間の合意形成が困難なこともあり、耐震診断助成事業の実績は低調なものとなっている。また、区市を窓口として助成を行うものであることから、区市が耐震診断の助成制度を有することが不可欠であるが、助成制度を有していない自治体があることから、耐震診断助成事業の推進が一部地域において困難な状況となっている。</p> <p>マンション居住者の耐震性能への不安、大規模地震時の倒壊等による周辺地域への影響の懸念などを解消するためには、マンション耐震化を効率的に推進することが、緊急かつ重要であることから、部は、普及啓発及び支援策の拡充並びに区市等との更なる連携を図り、一層の事業推進に努められたい。</p>	<p>ア 平成23年3月に東京都マンション耐震化促進事業制度要綱を改正した際に、本制度を利用していない区市町村に積極的な活用を要請するとともに、8月に開催した分譲マンション施策推進行政連絡会で担当部長からも助成制度の創設を要請した。</p> <p>イ これまでの取組により、平成23年4月から大田区、葛飾区及び八王子市が耐震アドバイザー派遣事業を開始し、品川区が耐震改修助成を開始した（23区全てで耐震改修への助成制度が整備された。）。</p>
産業労働局	不適正な契約手続きに対する厳密な防止策を構築すべきもの	<p>農林水産部及び雇用就業部における随意契約について、部の契約関係書類と、契約相手方に行った関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続きを行わないまま、業者に物品を納入させ、その後に契約を締結して代金を支払っている一括払いが、農林水産部では12回、雇用就業部では4回に渡り認められた。</p> <p>産業労働局は、平成20年の随時監査においても同様の指摘（農林水産部）を受けており、それを受け、少額支払案件の資金前渡の活用等、適正な契約方法に基づく適時・適正な方法による債権者への支払いについて、局内各部に周知を図ったとしている。</p> <p>しかしながら、その後においても農林水産部と雇用就業部で不適正な一括払いが認められたことから、各部は契約に係る規則の徹底や内容確認等を厳格に行われたい。</p> <p>さらに、各部からの締結依頼に基づき契約を行う総務部は、チェック機能を整備する等、不適正な契約手続きに対する防止策を厳密に構築されたい。</p>	<p>農林水産部及び雇用就業部は、部内における規則の周知徹底や契約事務のチェック体制を充実させるなど、不適正な契約事務を見逃さないしくみ作りを行った。</p> <p>総務部は、特別出納員による関係人調査を行うこととし、平成22年度までに全ての部で実施した。</p> <p>平成23年度については実施計画を策定し、これに沿って調査を行っている。今後も、年度当初に同様の実施計画を策定した上で調査を行っていく。</p>

[平成16年度決算審査（公営企業各会計）]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	建設仮勘定に計上されている経費の取扱いについて早急に検討すべきもの	<p>中央卸売市場会計が計上している建設仮勘定182億9,571万余円のうち、築地市場の再整備事業にかかる基本設計及び実施設計金額は、19億9,423万余円となっている。</p> <p>しかしながら、築地市場の再整備事業は昭和61年1月に東京都首脳部会議において「現在地再整備」を決定したものの、平成13年12月に策定された「第7次卸売市場整備計画」で、豊洲新市場への移転が決定され、新市場の整備が行われているところである。</p> <p>市場は、建設仮勘定に計上されている築地再整備事業にかかる経費は、将来、振替えることがないことから、取扱いについて早急に検討すべきである。</p>	<p>平成23年3月31日、建設仮勘定に計上されている築地市場再整備事業に係る経費全額に係る固定資産減少伝票を発行し、除却を行った。</p>